官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九九）　一
〔法規的告示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三〇二）　二
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七三三～一七三五）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七〇）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇一四～一〇一七）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇一八）　四
○通訳案内士法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一一）　四
○道路に関する件（関東地方整備局二二六）　四
○道路に関する件（北海道開発局九一、九二）　五
〔国会事項〕
内閣　法務省　労働　最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示五、徳島同三、愛媛同五、大分同五・六）　五
〔人事異動〕
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一四二）　六
日本国に帰化を許可する件（同一四三）　六
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
〔公　告〕
官庁　公認会計士懲戒処分、特定保険募集人の所在の確知等関係　六
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　諸事項　八

## 府令

**○内閣府令第九十九号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月二十日　内閣総理大臣　高市　早苗

総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

**第一条**　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第一条各号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　総合特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）とする。<br>［一～八　略］<br>2　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　略］<br>四　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>［五～八　略］ | （令第一条各号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　総合特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるもの（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。）とする。<br>［一～八　同上］<br>2　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　同上］<br>四　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>［五～八　同上］ |
| ［3～5　略］ | ［3～5　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

**第二条**　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）<br>イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの<br>(1)～(3)　略<br>(4)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。第十一条の二第二号イ(3)において同じ。）その他臨床研究に関する事業<br>（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>(5)～(8)　略<br>ロ・ハ　略<br>二～四　略<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業）<br>**第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。<br>一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）<br>イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの<br>(1)～(3)　同上<br>(4)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。第十一条の二第二号イ(3)において同じ。）その他臨床研究に関する事業<br>（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）<br>(5)～(8)　同上<br>ロ・ハ　同上<br>二～四　同上 |

**附　則**

この府令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

# 法規的告示

**○厚生労働省告示第三百二号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 医薬品各条<br>（略）<br>組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）<br>１　（略）<br>２　製法<br>２．１　原材料<br>２．１．１～２．１．３　（略）<br>２．２　原液<br>２．２．１～２．２．４　（略）<br>２．３・２．４　（略）<br>３　試験<br>３．１～３．３　（略）<br>３．４　感染細胞浮遊液の試験<br>（削る）<br>３．４．１　無菌試験又は微生物限度試験<br>―般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，並びに３．１．２．１．１及び３．３．１．１の試験を行うとき，適合しなければならない．ただし，感染細胞浮遊液調製以降の工程管理により小分製品の品質の恒常性を確保できる場合は，無菌試験に代えて日本薬局方―般試験法の微生物限度試験法を準用して試験することもできる．微生物限度試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．<br>３．４．２　（略）<br>３．５～３．９　（略）<br>（削る） | 医薬品各条<br>（略）<br>組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）<br>１　（略）<br>２　製法<br>２．１　原材料<br>２．１．１～２．１．３　（略）<br>２．２　原液<br>２．２．１～２．２．４　（略）<br>２．３・２．４　（略）<br>３　試験<br>３．１～３．３　（略）<br>３．４　感染細胞浮遊液の試験<br>感染細胞浮遊液について，次の試験を行う．<br>３．４．１　無菌試験<br>―般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，並びに３．１．２．１．１及び３．３．１．１の試験を行うとき，適合しなければならない．<br>３．４．２　（略）<br>３．５～３．９　（略）<br>４　貯法及び有効期間<br>貯法は，２～８℃とする．<br>有効期間は，承認された期間とする．<br>（略） |

# その他告示

**○農林水産省告示第千七百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県嬉野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百七十号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

| 番号 | 名称 | 住所 | 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 |
|---|---|---|---|
| 5315 | 株式会社サクライ | 東京都江東区有明三丁目五番七号　TOC有明九階 | 令和七年七月三十日から令和八年七月二十九日まで |

**○国土交通省告示第千十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県東筑摩郡筑北村坂井の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 36°26′30.5096″ | 138°03′45.0985″ |
| 2 | 36°26′29.5941″ | 138°03′44.1132″ |
| 3 | 36°26′28.5492″ | 138°03′44.6718″ |
| 4 | 36°26′28.2768″ | 138°03′44.4151″ |
| 5 | 36°26′28.2666″ | 138°03′43.3755″ |
| 6 | 36°26′26.4668″ | 138°03′41.5479″ |
| 7 | 36°26′25.6608″ | 138°03′39.7016″ |
| 8 | 36°26′26.6248″ | 138°03′39.7606″ |
| 9 | 36°26′27.7836″ | 138°03′40.3036″ |
| 10 | 36°26′29.6958″ | 138°03′40.8239″ |
| 11 | 36°26′30.5433″ | 138°03′40.3661″ |
| 12 | 36°26′30.9834″ | 138°03′40.7433″ |
| 13 | 36°26′30.9122″ | 138°03′42.7492″ |
| 14 | 36°26′31.4943″ | 138°03′43.6123″ |

**○国土交通省告示第千十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷山川北谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町大畑

字前ノ上　七七六番三八　一号

地先水路敷　七七六番一六　二号及び三号

七七六番二四　四号から八号まで

七七六番二四　九号及び十号

地先水路敷　七七六番一四　十一号及び十二号

七七六番二三　十三号

地先水路敷　七七六番一四　十四号から十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東尾友西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市家島町坊勢

字東尾友　六八八番　一号から十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高柳川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県養父市八鹿町高柳

字万々谷　一二三三番　一号

一二二九番一　七号

字切サコ　二八五一番一　二号及び三号

二八四八番　四号

二八四七番　五号

二八四四番　六号

**○国土交通省告示第千十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　井手川内川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十九年建設省告示第六百十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田
字谷口　丁四二〇二番　一号
　丁四一九九番一　二号
　丁四一九四番一　三号
　丁四一七六番一　四号
　丁四一六四番二　五号
　丁四一七四番一　六号
　丁四一七二番一　七号
　丁四一六六番　八号
　丁四一六八番　九号
　丁四一二二番一　十号

**○国土交通省告示第千十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　二ノ瀬川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬
字二ノ瀬　甲一五〇五番一　一号
　甲一五〇六番二　二号
　地先道路敷
　甲一五〇四番五　五号
　地先道路敷
　甲一五〇四番七　六号及び七号
　甲一五〇四番一　八号及び九号
　甲一二〇〇番一　三号
　地先道路敷
　甲一一九九番　四号
　地先道路敷

**○国土交通省告示第千十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中尾川
二　砂防法第二条の土地の表示
　熊本県阿蘇市西小園及び西湯浦の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点から九点までを熊本県阿蘇市西小園字中尾六五七番と同六六九番との筆界に沿って結んだ線、九点から二十三点までを順次結んだ線、二十三点から二十四点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番一六と同八五二番一六地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、二十四点から三十四点までを順次結んだ線、三十四点から三十五点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番一と同八五二番一五及び同八五二番一五地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、三十五点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点から三十七点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番十二と同八五二番八と同八五二番四及び同八五二番四地先道路敷との境界線に沿って結んだ線、三十七点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 32°59′11.1440″ | 131°01′43.1079″ |
| 2 | 32°59′10.7470″ | 131°01′42.6393″ |
| 3 | 32°59′09.8508″ | 131°01′42.3910″ |
| 4 | 32°59′09.8710″ | 131°01′41.3179″ |
| 5 | 32°59′10.0874″ | 131°01′41.0919″ |
| 6 | 32°59′10.3333″ | 131°01′38.0506″ |
| 7 | 32°59′10.8959″ | 131°01′37.0259″ |
| 8 | 32°59′11.4381″ | 131°01′37.0959″ |
| 9 | 32°59′12.0368″ | 131°01′37.5704″ |
| 10 | 32°59′12.3492″ | 131°01′36.9873″ |
| 11 | 32°59′12.4467″ | 131°01′36.2259″ |
| 12 | 32°59′12.3895″ | 131°01′35.1342″ |
| 13 | 32°59′12.5498″ | 131°01′34.1488″ |
| 14 | 32°59′13.4090″ | 131°01′34.2953″ |
| 15 | 32°59′13.4997″ | 131°01′35.8536″ |
| 16 | 32°59′13.4932″ | 131°01′37.4254″ |
| 17 | 32°59′13.4177″ | 131°01′38.1342″ |
| 18 | 32°59′13.5365″ | 131°01′38.8548″ |
| 19 | 32°59′13.9829″ | 131°01′39.0866″ |
| 20 | 32°59′14.2568″ | 131°01′39.3641″ |
| 21 | 32°59′14.3281″ | 131°01′39.8387″ |
| 22 | 32°59′14.1897″ | 131°01′40.8089″ |
| 23 | 32°59′13.9369″ | 131°01′42.4701″ |
| 24 | 32°59′13.9366″ | 131°01′42.5329″ |
| 25 | 32°59′13.8341″ | 131°01′43.3432″ |
| 26 | 32°59′13.8962″ | 131°01′43.8383″ |
| 27 | 32°59′14.1985″ | 131°01′44.7587″ |
| 28 | 32°59′14.4135″ | 131°01′45.3177″ |
| 29 | 32°59′14.4897″ | 131°01′45.9325″ |
| 30 | 32°59′14.4794″ | 131°01′46.3152″ |
| 31 | 32°59′14.4116″ | 131°01′46.6399″ |
| 32 | 32°59′14.1252″ | 131°01′47.5627″ |
| 33 | 32°59′13.9728″ | 131°01′47.9133″ |
| 34 | 32°59′13.8235″ | 131°01′48.1590″ |
| 35 | 32°59′13.7662″ | 131°01′48.2930″ |
| 36 | 32°59′13.6388″ | 131°01′48.2292″ |
| 37 | 32°59′13.7327″ | 131°01′44.2590″ |
| 38 | 32°59′13.6748″ | 131°01′44.0759″ |
| 39 | 32°59′13.6046″ | 131°01′43.9985″ |
| 40 | 32°59′13.5732″ | 131°01′43.7049″ |
| 41 | 32°59′13.5739″ | 131°01′43.2137″ |
| 42 | 32°59′13.6291″ | 131°01′42.6136″ |
| 43 | 32°59′13.6754″ | 131°01′42.3232″ |
| 44 | 32°59′13.6221″ | 131°01′41.9154″ |
| 45 | 32°59′13.3933″ | 131°01′41.8779″ |
| 46 | 32°59′13.0591″ | 131°01′42.7963″ |
| 47 | 32°59′11.5060″ | 131°01′43.1575″ |

**○観光庁告示第十一号**

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人通訳ガイド＆コミュニケーション・スキル研究会（登録研修機関第三号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十一月二十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

| 変更前 | 東京都世田谷区経堂二丁目二十七番二十三号 |
|---|---|
| 変更後 | 東京都世田谷区上馬五丁目二十番十五号ルフォン世田谷一〇〇三号 |

二　変更の年月日　令和七年十一月七日

**○関東地方整備局告示第二百十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一四九番一地先から同町松崎字溝前通一一六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月七日

**○北海道開発局告示第九十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一六番三から同町字上久保内一九七番四まで | 前 | ＢＡ　七・二〇～一〇・二〇～一〇一・三八メートル | 一・七九八キロメートル | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | ＢＡ　七・二〇～一〇・二〇～一〇一・三八メートル | 一・七七〇キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第九十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は令和七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道虻田郡ニセコ町字元町七七番一一地内 | 前 | 一〇四・一七～一〇八・六六メートル | 〇・〇〇七キロメートル | |
| | 後 | 一〇四・一七～一一四・〇五メートル | 〇・〇〇七キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

十一月十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
令和六年度政府関係機関決算書
（添付書類）
令和六年度決算検査報告
令和六年度歳入決算明細書
令和六年度各省各庁歳出決算報告書
令和六年度一般会計継続費決算報告書
令和六年度一般会計の債務に関する計算書
令和六年度決算調整資金の増減及び現在額計算書
令和六年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書
令和六年度防衛力強化資金増減実績表
令和六年度特別会計決算参照書
令和六年度農業改良助長法に基づく添付書類
令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
（添付書類）
令和六年度国有財産検査報告
令和六年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書
令和六年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

**質問書提出**

十一月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日米政府の戦略的投資イニシアティブにおけるキャッシュフロー分配に関する質問主意書（大石あきこ提出）
公益通報者保護法に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）
日本国との平和条約第十一条に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

**答弁書受領**

十一月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一提出原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出土壌医の位置付けに関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出ＡＶ新法に必要な見直しの着手に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問に対する答弁書
衆議院議員三角創太提出持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

十一月十八日内閣から次の報告書を受領した。

国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和六年度国の債権の現在額総報告
物品管理法第三十八条第三項の規定による令和六年度物品増減及び現在額総報告

## 参議院

**議案提出**

十一月十八日内閣から次の議案が提出された。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書
令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

**質問主意書提出**

十一月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第四四号）
「外国人が増えると犯罪が増える」という情報に係る政府の認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四五号）
原子力潜水艦の保有の検討に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四六号）
闘犬と動物愛護・動物福祉に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第四七号）

**答弁書受領**

十一月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾を「南西諸島を中心」に整備する理由に関する質問に対する答弁書（第三〇号）
参議院議員福島みずほ提出特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問に対する答弁書（第三一号）
参議院議員福島みずほ提出有事における特定利用空港・港湾の利用に関する質問に対する答弁書（第三二号）
参議院議員石垣のりこ提出「すぐに対応できる」物価高対策に関する質問に対する答弁書（第三三号）

**報告書受領**

十一月十八日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和六年度国の債権の現在額総報告を受領した。

また、同日内閣から、物品管理法第三十八条第三項の規定による令和六年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

# 人事異動

## 内　閣

特命全権大使　紀谷　昌彦
在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための日本政府代表を命ずる

同　宮川　学
在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための日本政府代表を免ずる

（オランダ国駐箚）特命全権大使　道井緑一郎
化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を命ずる
（同）同　南　博
化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を免ずる
（以上十一月十八日）

（厚生労働省大臣官房審議官（老健担当、障害保健福祉担当））厚生労働事務官　林　俊宏
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府事務官（こども家庭庁長官官房参事官）　小堀　厚司
同　中原　茂仁
（財務省大臣官房参事官）財務事務官　小岩　徹郎
（財務省主計局調査課長）同　浅賀　崇
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（以上十一月十八日）

## 法　務　省

難民審査参与員に任命する（各通）（十一月二十日）　沼田　寛　池田　潔彦

# 叙位・叙勲

## ○叙位

正五位に叙する（各通）　斎藤　義房　坂本　光昭
従五位に叙する（各通）　安達　鐵也　木野田保生　山崎　善正
正六位に叙する（各通）　大谷　敬省　小野　夏夫　岩渕　仁一　松尾　三郎
塩谷　善八　鈴木　智博
高橋　邦尚　月岡　亘
野口　肥孝　橋本　功
吉田　君勝　吉田　洋
従六位に叙する（各通）　高橋　孝治
正七位に叙する（各通）　深澤　勝久
従七位に叙する（以上十月十三日）　伊藤　智
（特命全権大使）
正四位に叙する　島田　順二
従五位に叙する　上野　宏明　緒方　利成　小寺　正宣
中村　達夫　長谷　圭悟　加納　務
正六位に叙する（各通）　入谷　昇一　岩山　宗司　高井良敏郎
岡崎　晃　久藤　妙子　長井　晃二
西別府　力　八木猪之太郎　宮本　芳郎
従六位に叙する（各通）　大西　豊治
正七位に叙する（各通）　櫻澤　順一
記虎日出男　高橋　生人
野沢　幹男　峯　勝仁
従七位に叙する（各通）（以上十月十四日）　鈴木正太朗
今北　文夫　桑原　二郎　田中　昭一
長島　正和　米満　徳雄
従五位に叙する（各通）　高畑　秀人
小森　照市　塩月　千浩
林　敏明　吉田　守邦
正六位に叙する（各通）　大西　賢一
石田俊一郎　糸井　亮介
川口　英男　野口日出男
従六位に叙する（各通）
小野寺惠喜　櫻井　益樹
正七位に叙する（各通）　長谷川　猛
大塚　利夫
従七位に叙する（各通）（以上十月十五日）　小倉　政昭
従五位に叙する（十月十七日）

## ○叙勲

旭日中綬章を授ける　高橋　邦尚　斎藤　義房
旭日双光章を授ける（各通）　吉田　洋
小椋清之助　竹田　泰藏
田平　輝也　星川　憲一
旭日単光章を授ける（各通）　坂本　光昭　塩谷　善八
岩渕　仁一　深澤　勝久　宮本　芳郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　伊藤　智　高井良敏郎
瑞宝単光章を授ける　月岡　亘　中村　毅
（各通）（以上十月十三日）　島田　順二
瑞宝中綬章を授ける（特命全権大使）　岩山　宗司
瑞宝小綬章を授ける　緒方　利成　櫻澤　順一
神納　代千　中村　達夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　記虎日出男
岡部　捷次
林　幸治　峯　勝仁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十四日）　小森　照市　塩月　千浩
石田俊一郎
高畑　秀人　林　敏明
瑞宝双光章を授ける（各通）　小野寺惠喜　櫻井　益樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十五日）　大塚　利夫
小倉　政昭
瑞宝双光章を授ける（十月十七日）

# 官庁報告

## 労　働

### 最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

徳島労働局長　亀井　崇

第４号中「１時間1,038円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,049円」を「１時間1,114円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,116円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月20日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間997円」を「１時間1,055円」に改める。

**附　則**

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

**破産債権の届出期間及び一般調査期間**

**債権者集会招集**

**書面による計算報告**

**特別清算開始**

**令和７年（ヒ）第１０３号**

鹿児島市平之町10番15号　グランフォーレ高見馬場1102

清算株式会社　株式会社薩摩製作所

代表清算人　篠原　秀嗣

１　決定年月日　令和７年11月７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

鹿児島地方裁判所民事第３部

**特別清算終結**

**令和６年（ヒ）第３１号**

京都市東山区祇園町南側570番地118

清算株式会社　株式会社ネコラボ

１　決定年月日　令和７年11月５日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

京都地方裁判所第５民事部

**令和７年（ヒ）第３００６号**

大阪府門真市脇田町32番22号

清算株式会社　株式会社ＭＳ

１　決定年月日　令和７年11月７日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（ヒ）第５号**

宮崎県都城市安久町4742番地１

清算株式会社　サングリーンジャパン株式会社

１　決定年月日　令和７年11月10日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

宮崎地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.technocarbon.co.jp/company/public_notice/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　六十頁（号外第六十七号）

令和七年十一月二十日

宮城県黒川郡大郷町川内字中埣山六二番地六

（甲）日本テクノカーボン株式会社

代表取締役　山野　智

宮城県黒川郡大郷町川内字中埣山六二番地六

（乙）株式会社ＮＴＣＭ

代表取締役　長嶋　一郎

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月四日

掲載頁　六十頁（号外第二十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月四日

掲載頁　五十八頁（号外第二十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

（甲）ハウデングループジャパン株式会社

代表取締役　多田健太郎

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

（乙）ＤＵＡＬ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　町田　尚隆

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

（甲）ブリッジコンサルティンググループ株式会社

代表取締役ＣＥＯ　宮崎　良一

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

（乙）株式会社Ｂｒｉｄｇｅ　Ｅｘｅｃｕｔｉｖｅ　Ｓｅａｒｃｈ

代表取締役　仁木　正太

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月七日

掲載頁　三十七頁（号外第二十六号）

令和七年十一月二十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

（甲）ブリッジコンサルティンググループ株式会社

代表取締役ＣＥＯ　宮崎　良一

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

（乙）株式会社ＢｒｉｄｇｅＲｅｓｏｕｒｃｅＳｔｒａｔｅｇｙ

代表取締役　細川　恵嗣

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.frontier-house.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　六十四頁（号外第二二九号）

令和七年十一月二十日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目七番一号オーシャンゲートみなとみらい八階

（甲）株式会社フロンティアハウス

代表取締役社長　佐藤　勝彦

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目八番地一四

（乙）株式会社ｔａｏ　ｔａｂｌｅ

代表取締役　山岸のぶ子

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

新潟県上越市南本町一丁目五番五号

（甲）株式会社有沢製作所

代表取締役　有沢　悠太

新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号

（乙）有限会社有沢建興

代表取締役　有沢　三治

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

一　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

二　この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から二週間以内に書面でその旨ご通知下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三日

掲載頁　一二三頁（号外第四十二号）

令和七年十一月二十日

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

（甲）ザ・パック株式会社

代表取締役　仲村　直樹

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

（乙）日幸印刷株式会社

代表取締役　大平　修

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙、丙、丁及び戊）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　七頁

令和七年十一月二十日

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー大阪一四階

（甲）株式会社ＡＣＮ

代表取締役　藤岡　義久

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（乙）株式会社ＡＣＮ東日本

代表取締役　宮田　昌利

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー大阪一四階　（丙）株式会社ＡＣＮ西日本

代表取締役　宮田　昌利

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（丁）株式会社ＡＣＮソリューション

代表取締役　宮田　昌利

東京都港区芝大門二丁目二番一号

（戊）株式会社ＡＣＮコネクト

代表取締役　土井　惇士

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一一三頁（号外第一七四号）

令和七年十一月二十日

神戸市中央区浜辺通四丁目一番一一号

（甲）株式会社上組

代表取締役　深井　義博

神戸市中央区浜辺通四丁目一番一一号

（乙）ＭＣＫＧポートホールディング株式会社　代表取締役　前田　和也

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　六十二頁（号外第二〇四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

愛媛県松山市大街道二丁目四番地一四

（甲）株式会社ファースト

代表取締役　日野加代子

愛媛県松山市築山町七番五号

（乙）有限会社松山湊町アイススケート

取締役　日野　洋一

愛媛県松山市築山町七番五号

（丙）愛媛造林有限会社

代表取締役　日野　二郎

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　九十四頁（号外第二五〇号）

令和七年十一月二十日

千葉県木更津市潮浜二丁目六番地四

（甲）株式会社ティ・エス・シー

代表取締役　和間　真一

愛知県豊橋市牟呂町字西明治川東一番地

（乙）マルナカウッド株式会社

代表取締役　中野　修

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二〇頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

広島県広島市中区八丁堀一六番一一号

（乙）株式会社キリンビバックス

代表取締役　竹原　佳孝

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地

（甲）キリンビバレッジ株式会社

代表取締役　井上　一弘

大阪府大阪市北区大深町四番二〇号

（乙）関西キリンビバレッジサービス株式会社　代表取締役　尾崎　靖幸

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月三日
掲載頁　六十三頁（号外第七十六号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地
（甲）キリンビバレッジ株式会社
代表取締役　井上　一弘

宮城県仙台市宮城野区田子三丁目一八番六号
（乙）仙台キリンビバレッジサービス株
式会社　代表取締役　佐藤　文厚

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　七十一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地
（甲）キリンビバレッジ株式会社
代表取締役　井上　一弘

愛知県清須市寺野花笠一〇〇番地
（乙）中部キリンビバレッジサービス株
式会社　代表取締役　加藤　直樹

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、乙は清涼飲料の自動販売機におけるオペレーション業務を除く、清涼飲料の営業事業に関して有する権利義務を甲に承継させ、甲はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二八頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　八十三頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区神田和泉町一番地
（甲）キリンビバレッジ株式会社
代表取締役　井上　一弘

東京都千代田区神田和泉町一番地
（乙）東京キリンビバレッジサービス株
式会社　代表取締役　佐伯　裕充

**吸収分割公告**

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十日
掲載頁　九十三頁（号外第二四七号）

令和七年十一月二十日

兵庫県朝来市和田山町土田五六二番地
（甲）阿野建設株式会社
代表取締役　河本　学司

兵庫県朝来市和田山町土田五六二番地
（乙）株式会社阿野建設
代表取締役　阿野真由美

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により山口トヨタ自動車株式会社（乙、住所山口県山口市小郡下郷九四五番地二）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二九一頁（号外第一六八号）

令和七年十一月二十日

山口県山口市小郡下郷九四五番地二
山口トヨタホールディングス株式会社
代表取締役　齋藤　宗房

**新設分割公告**

当会社は、新設分割により新設する株式会社並木電機（住所長野県岡谷市湖畔二丁目一二番一五号）に対して当社の湖畔事業所の事業に関する権利義務を承継させることに致しました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

長野県岡谷市本町一丁目七番二六号
有限会社並木電機工業所
代表取締役　並木　昭夫

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ひかりエステート（住所静岡県静岡市葵区安西三丁目二〇番地）に対して当社の不動産の賃貸借、売買及び仲介事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyo-shoshi.jp/modules/doc0/index.php?id=12

令和七年十一月二十日

静岡市葵区慈悲尾四一〇番地の一
東海砿業株式会社
代表取締役　勝池　光子

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する吉村マリン株式会社（住所大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号）に対して当社の有価証券の取得、保有、管理、運用および処分に関する事業、資産管理に関する事業、経営コンサルティングに関する事業の権利義務を承継させることにいたしますので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十日

大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号
マリンフード株式会社
代表取締役　吉村　直樹

**組織変更公告**

当組合は、令和七年十月二十五日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人小松会といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月二十日

岩手県八幡平市保戸坂七九番地三
赤坂田牧野農業協同組合
代表理事　北舘　正利

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＴＨカンパニーとします。

効力発生日は令和八年一月一日であり、当社の総株主の同意の取得は令和七年十一月十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

千葉県柏市柏三丁目四番二号二階

合同会社ＴＨカンパニー

代表社員　先山　浩史

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都港区白金六丁目一〇番一七号

合同会社パフェ・クチュール

代表社員　松本　貴志

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都目黒区下目黒二丁目一六番二〇ＡＲＩＳＴＯ目黒一〇三号

Ｆｌａｔ　Ｃｏｌｌａｂｏｒａｔｉｏｎ

合同会社　代表社員　池尾　健

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー二二階　合同会社メナジーグループ

代表社員　株式会社ベストキャピタル

職務執行者　松尾　直樹

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目六番一一号西新橋光和ビル二Ｆ

合同会社Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ　Ａｓｓｅｔ

代表社員　プレイマイニング

職務執行者　怒賀　良平

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都府中市本町二丁目六番地の七マンションアゼリア五〇二　合同会社アクシス

代表社員　中間　雅大

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

名古屋市北区山田二丁目一番地四四号エスリード大曽根プレシャス一三〇七

ＳＩＮＣＥＲＥ　ＦＩＲＭ合同会社

代表社員　大藤　誠

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

兵庫県尼崎市下坂部四丁目一〇番三号

ＴＢＡ合同会社

代表社員　武本　柄徳

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社アドホームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

高知県高知市南万々七番地

合同会社久保不動産コンサルタント

代表社員　久保　政嗣

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

福岡県田川市大字川宮一四四三番地一六

合同会社寺岡衛生

代表社員　寺岡　英剛

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十日

長崎市岩川町七番一〇―六〇一号

株式会社ＤＫ

代表取締役　川端　翔

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一一億一一〇〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一六八頁（号外第二二〇号）

令和七年十一月二十日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

日綜ホールディングス株式会社

代表取締役　小野　大

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一六億九一三四万四四一六円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七六頁（号外第二二〇号）

令和七年十一月二十日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

日綜産業株式会社

代表取締役　小野　大

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億円減少し、減少額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.sc-spc.com/water-country-electrical-power/

令和七年十一月二十日

東京都中央区京橋二丁目一六番一号

水の国電力株式会社

代表取締役　髙井　裕之

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千八百九十七万三千円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hokantokyo.jp/news/

令和七年十一月二十日

東京都杉並区和田三丁目三二番九号

ハノン・ケアシステム株式会社

代表取締役　河田　浩司

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億千三百六十八万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十日

東京都中央区銀座八丁目九番一三号

株式会社エルアイイーエイチ

代表取締役　山口　和也

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることといたしました。この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://siiibo.com

令和七年十一月二十日

東京都中央区日本橋兜町八番一号ＦｉｎＧ

ＡＴＥ　ＴＥＲＲＡＣＥ八階

Ｓｉｉｉｂｏ証券株式会社

代表取締役　小村　和輝

**資本金の額の減少公告**

当社は、社員の退社により資本金の額を一万円減少することにいたしました。なお、持分払戻額は会社法第六三五条に定める剰余金を超えません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

東京都台東区上野二丁目七番一三号

合同会社エヌエスケー

代表社員　一般社団法人電子認証システム協議会

職務執行者　山田　茂則

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十一億五千四百六十八万七千八百四十九円減少すること、当該資本金の減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十三日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区桜丘町一番一号渋谷サクラステージＳＨＩＢＵＹＡタワー

株式会社ＬｅｇａｌＯｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　角田　望

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

静岡県静岡市駿河区稲川一丁目五番二六―二号

有限会社アン

取締役　小沼　喜郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

徳島県三好市池田町イタノ三一六九番地一

池田観光バス有限会社

代表取締役　谷　正彦

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十億千三百六十七万千九百二十円減少し、三億五千万円とするとともに、当該減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kmac-web.com/

令和七年十一月二十日

福岡県大牟田市四山町八〇番地

ＫＭアルミニウム株式会社

代表取締役　前田　俊一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億千五百三万三千円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和七年十二月三十一日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　六十三頁（号外第七十九号）

令和七年十一月二十日

沖縄県宜野湾市我如古二丁目三番七号二Ｆ

ＬｉＬｚ株式会社

代表取締役　大西　敬吾

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を三四億五八四六万九五九八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.old.nippon-denkai.co.jp/ir/notice.html

令和七年十一月二十日

茨城県筑西市下江連一二二六番地

筑西産業株式会社

代表取締役　中島　英雅

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を七億七千二百八十九万九千四百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　八十九頁（号外第九十七号）

令和七年十一月二十日

東京都品川区上大崎三丁目五番一一号

イノバセル株式会社

代表取締役　ノビック・コーリン

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://crowdbank.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号

クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役　小林　栄二

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し、又、令和七年十一月一日から令和七年十二月三十一日までを払込期日又は払込期間とする当社新株式の発行又は当社が発行している新株予約権の行使（以下「増資等」といいます。）があった場合には、資本金の額を当該増資等により増加する資本金の額と同額分減少することにより、令和七年十二月三十一日における資本金の額を金一億円とすることにいたしました。また、同時に、資本準備金の額を四十九億三千三百九十万四千五百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　九十六頁（号外第一〇七号）

令和七年十一月二十日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝日比谷ビル一五階

株式会社ＴＢＭ

代表取締役　山﨑　敦義

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千二十万円、資本準備金の額を九千二十万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十七頁（号外第七十六号）

令和七年十一月二十日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

株式会社キノファーマ

代表取締役　黒石　眞史

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年十二月五日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー

アシュリオン・ジャパン株式会社

代表取締役　前田　隆志

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十日

東京都大田区大森西一丁目一六番一号

堀越精機株式会社

代表取締役　堀越　秀昭

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十日

新潟県五泉市駅前二丁目二番九号

株式会社川島

代表取締役　川島　幹生

**合併につき株券提出公告**

当社は、東海トリム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十日

三重県鈴鹿市寺家町九八七番地の一

東海トリムホールディングス株式会社

代表取締役　河村　誠大

**合併につき株券等提出公告**

当社は、ザ・パック株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十日

大阪府大阪市東成区東小橋二丁目九番三号

日幸印刷株式会社

代表取締役　大平　修

**合併公告、資本金の額の減少公告及び合併につき株券等提出公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二億五千万五千円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十六日までに乙にご提出下さい。

なお、甲及び乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番七号

（甲）ＭＥＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　笹原　章

東京都渋谷区笹塚一丁目五七番七号

（乙）ＭＪ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　笹原　章

**任意清算公告**

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十日

福岡市中央区薬院三丁目一一―三二ジーストラスト薬院三〇三号

弁護士法人朝道法律事務所

代表社員　因　史　礼

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金九十八億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室

トクサ特定目的会社

取締役　佐藤　朋彦

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二十四億五千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二十四億五千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三十五億四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年六月十七日付官報の号外第一三三号二〇一頁に掲載されています。

令和七年十一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

名駅プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹